

衆議院 第四十回国会

地方行政委員會 第十五號

昭和三十七年三月二日(金曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 園田

理事金子 岩三

理事高田 富與

理事丹羽喬四郎

宇野 宗佑

久保田円次

永田 亮一

山崎 巖

門司 亮

出席政府委員

自治事務官

(貝理士)

自治事務

(財政局財政課

長)

三月二日

住居表示に関する法律案（内閣提出）

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する等の
法律案（内閣提出第九七号）

○園田委員長　これより会議を開きます。

地方交付税法の一部を改正する法律案を議題とし審議を進めます。

のでこれを許します。門司亮君。

なっておりませんので、一つ政治的の
答弁については、あとでまた大臣がお
いになったとき聞くことにしたいと
思います。

今度出されておりますこの地方交付税法の一部を改正する等の法律案の提案理由の説明の中から、私どもの納得のいかなない点を二、三聞いておきたいと思ひます。

一つは、提案理由の説明の中にあります問題で「明年度は、国税三税の増加や本年度からの百億円の繰り越しによって、地方交付税の総額も相当増加いたしますので、この際関係」こう書いてあります。基本単位というようなのは、こういう、ことし百億繰り越

したから、すぐに来年配分の基本である単位を変えなければならぬというような、いかげんなものであつてはならないと思う。同時に、ことし、三十六年度に使えるべきものを、三十七年度に回して使うなんていう特例法をこしらえて、そのこと自体についても問題があるが、しかしそれだからといって、私はこういう単位費用を上げるといふことは、いささかどうかと思うのですが、この点はどうお考えになりますか。

○奥野政府委員　三十七年度限りの増加であり、必ずしも単位費用を恒久的に上げるといふ実態でもないという場合には、そういう理屈で、単位費用を引き上げますことは御指摘の通り穩當

でない。こう思うわけでありませう。ただ、来年ふえますが、同時に引き続いてその財源を三十八年度以降においてても維持できる、こういうような見通しがありますので、あえてこういうような書き方をいたしておるわけでありませう。

○門委員 その辺がおかしいです。毎年こういう形で繰り越されては、実際上困るのです。その年の分はやはりその年に使つて、当然、一年おきに繰り越される分は、当年の分は大体これくらいあるというなら話は幾らかわかりますが、この点については、今のような答弁だけで納得するわけにいかぬのであります。もう少し確固としたところと、初めて単位費用というものは動かすべきであるという方針は貫いてもいい。こういう場当たりでやっていると、毎年々々ふえたり減ったりしている、とふやしたり減らしたりしなければならぬでしょう。量が多い少ないにかかわらず、そういうものが出てくる。そういう一年限りの繰り越したくないもので作業するべきものではないと私は考えておる。

恒久経費とは言えないと私は思う。なるほど来年はこれだけの金が必要かもしれない。知事会は千五百億なり千六百億の金がもらいたいといっておられるので、もっとなればならぬと思う。しかし、こういうものがあるからといって、これでも単位費用を変える理由にはならないと思う。一方には当てにならない、恒久性のない繰越金を考へる、一方においては臨時的の支出と考へられるものについて、交付税の基礎的な単価を変えるなどということは、きわめて不見識だと思いますが、ほんとうに場当たりじゃないですか。もう少し、変えるなら変えるように、はつきり

りした根拠があつてしかるべきだと思ふ。高等学校の建設なんというものは、三年たてば終わるので。三年後になつて、これの維持、管理費というものには要るかもしれない。しかし建築費は三年たてば要らないのです。毎年建てるわけじゃない。交付税の算定の基礎をきめられるには、場当たりでなくて、もう少しはつきりした見通しの上で立てられることがいいのではないかと思うわけです。しかし、その点について、どうなんです、こういう場当たりか経費が出てくるからというところでやられますか。ほとんど全部といつていいほどそういう形ですね。河川修理がふえたとか、道路整備五カ年計画がどうだとかいうことが書いてある。しかしこういうものは単位費用を動かす理由にはならぬでしょう。道路

第一類第二号

地方行政委員会議録第十五号 昭和三十七年三月二日

り、一方に臨時的な支出があるというならば、変えるならば特別交付税の配分の基準を変えていった方が、地方自治体のためにはよほどよいと思ひます。そして高等学校の費用についてはこういう形で出す、しかし建設が終わればそれはもとに戻さなければならぬから、やめていくという形をとった方が、地方自治体の予算計画を立てる分にも非常に役立つ。同時に地方自治体も計画的な仕事をしたいというところには、その方がよほどよいのではないか。ひもつきの財源はよくないといふのは言うまでもないが、しかし私はそうではないと思ふ。だからこういう臨時的な支出と思われるものについては、特交の中でそれを見てあげるといふ形の方が親切なやり方だと思ふ。そして、これは維持管理費は普通交付税の中で見ていくという案の方が、はるかに私はよいのではないかと思ふ。越されておる百億というふうなものについて、やはりことし限りで、そういう見通しがつくからといって来年度なんかどうなるかわからない。こういうことを考えるので、実は私は今の答弁にさうでございませうかと言ふわけにいかないと思ふ。むしろ配分の基準を変えて、特交の方をそれだけふやすという形をとった方が、こういう臨時的支出については私は妥当性を持っていると思ふが、その点についての御答弁を承っておきたい。

○奥野政府委員 門司さんのお話のお気持は、わからないわけではないのでございませうけれども、私たちとしては客観的な指標によりまして、各地方団体の所要財源の高を的確に測定でき、その限りにおきましては、やはり特別交付税で財源を付与いたしますよりも、普通交付税で財源を付与していった方が穏当だ、こう思つておるわけでありませう。その経費が当該年度限りのものでありまして、あと年度限り当該年度の基準財政需要額の増額措置で処理したい、こういう気持を持っておるわけでありませう。たまたま三十七年度におきましては、財政状況から考へまして、旧債の繰り上げ償還を行なつたわけでありませうが、これも門司さんは異論のおありの問題だと思ひますけれども、普通交付税で処理したわけでありませう。また将来、たまたま国の公共事業費が、特定の費目について大幅に増額される、そういう場合におきまして、その裏負担をまかなうために、当該年度について、基準財政需要額を、その費目について増額するといふふうなこともあり得るのではないかと思ひます。特別交付税でないまいかと。うまく財源措置ができない場合がございませうけれども、そうでありますせん限りは、私たちとしては、普通交付税で処理できるものは処理した方がよいのではないか、こういう気持を持っておるわけにございませう。

○門司委員 これは、来年度の地方財政の見通しを、まず一つの前提として考へなければならぬと私は思ふのです。三十七年度の地方の財政計画といふものは、非常にむづかしいときに突はきています。従つて、三十七年度の地方財政に対する国の態度というものは、やはりその辺のことを十分に考へる必要がありはしないかと思ふ。その一つの問題は、何であるかといへば、財政投融資が昨年よりも非常にふえているといふことです。公共投資がふえているといふこと、従つて、義務的経費が非常にふえているといふことです。そうすると、義務的経費が非常にふえておる関係から、地方の独自の財源といふものは、大体六百億から七百億程度しかないのじゃないかといふことが一応考へられる。ところが高等学校の設置といふようなものは、義務的経費の中に入らないのじゃないですか。どうして地方の特別のそういう財源が必要だといふことで、通常の経費の中でこれをまかなうという案が出てきやしないかと私は思ふ。そうなるに参りますと、国は公共投資を非常にふやしておるから、それを、何が何でも、道路もやらなければならぬでしようし、あるいは河川、港湾等も国はやる方針を立てておる。そしてそこに義務的経費をたくさんとられる。一般財源の中にこういうものが突っ込んで、そうして配付されているというところに、臨時の経費で、非常に各都道府県の知事が心配しております高等学校の経費に、あなたの方の考へているように、もしその費用が回らないとするならば、私は、これは問題を起さすと思ふ。このかね合ひなのです。公共投資が非常に少ない、自主財源がたぐさうあるという年なら、あるいはさういふことがいへないかもしれない。しかしこれは、地方財政にとつては最も警戒を要する年であつて、しかも景気は下り坂でありますから、必ずしも税収その他の他があるとはいへない。特に本年度の地方の財政計画に対して、自治省が配慮しなければならぬことは、

来年度の景気が不景気であるという見通しが一つと、もう一つ大きな問題は、来年は、総括的に、地方の長並びに議員の改選期であります。これは政治的に配慮をする必要がありはしないかと私は考へる。改選期の場合には、私、法外とは申し上げませんが、いづれも割合に膨張した予算が組まれて、人気が取りがあるものなのです。一方においては、財政の伸びが縮まるだらうといふことが考へられる、一方においては予算的処置を、そういう水増しのことをやりかねない、政治的にやりかねない年になつていくといふこと、それに加えて、實際的にこういう臨時の経費といふものがふえる年になつていくと、三十七年度の地方財政計画といふものは、国がよほど腹をきめて、そうしてさういふ間違ひのないようにしていかないと、うまくいかない。おそろしく自治省は通達を出さずして、幾ら通達を出したつて、問題は、金があるかないかといふことですから、そういう通達通りにはいかないと私は思ふ。そういうことを心配いたしますと、少なくとも国の義務的経費のものは義務的経費として、そうしてさういふ臨時のものには親切で、自治省としては、地方の自治体には親切ではないか、そうすることが、この高等学校等の建設を完全していくことにはなりはしないかといふように私は考へるのではありません。来年度の地方財政の見通しのじやないか、私はさういふふうな考へておるのですが、自治省はさういふ点をどういふふうにお考へになり

ますか。

○奥野政府委員 来年度は、景気がむづかしい見通しにあるとか、あるいは地方団体の首長が改選期になるので、その財政の運営について、非常に留意しなければならぬといふ点を、いろいろおあげになりました点は、全く同感でございませう。ただ、高校生急増対策のような経費については臨時的な扱いをすべきではないか、さういふお気持は、おそらく特別交付税でむしろ必要な場合には配分措置をとった方がよいといふことであらうかと思ふのであります。私たちは、臨時的なものでございませうので、あえて附則に、この部分だけの額を本来の基準財政需要額に追加するといふ地方交付税法の改正案にいたしているわけにございませう。臨時の措置に形を整えていることについては、門司さんの意見と私の方の考へは、さういふ措置との間には、食い違ひはないと思ひます。ただ、特別交付税で措置をすることがいいのか、普通交付税で措置をすることがいいのかといふことにつきましても、私は、先ほど申し上げた通りでございませう。私は、さういふ形で高校生急増対策の地方団体ごとの財源所要額が明確にされておりますし、また府県にとりましては深刻な問題でもございませうので一般的な義務的な経費以上に、地方団体はこれに相当な財源を投ぜざるを得ないようになつてはならないかと思ひます。そのことと考へて、さういふような意味で、私たちとしてはさういふ措置が妥当ではないか、さう思つておるわけにございませう。

でもよろしいと思う。しかし実際は、全部これが特交へ決して回っておるわけではない。その辺をどうお考えになるか、もう一度御答弁を願っておきたいと思います。

○奥野政府委員　基地所在市町村の財政状況について、御心配いただいております。

ります点は、大へんありがたいと思っております。私たちも基地所在市町村には特別の財政需要が莫大に所在している、こう考えているわけでございます。そういうこともございますので、交付金の制度を作りました際に、あの基地交付金を、あえて基地財政収入額に算入しないという措置をとったわけでございます。基準財政需要に、今、御指摘のような財政需要を、的確に把握することが困難でございますので、反面、基準財政収入額には、基地交付金の制度ができたけれども、それを算入しないというようなことを考えたわけでございます。しかしそれだけでも必

ずしも十分ではございませんので、その補いを特別交付税でやっておるつもりでございます。しかし、なお問題もあろうかと思えますので、将来とも地方債の運用なりあるいは特別交付税の運用なりにつきましても、十分検討を加えて参りたい、かように存じております。

○門司委員　基地の所在市町村の実態ですが、これは普通のときは交付税の面から見れば、税金もある程度上がっててくるかもしれない。それから今ある制度によつて特別に、金高は必ずしも妥当とは思いませんけれども補いをしておられる、よろしいかと思えます。その他に伴う、新たに立てなければなら

ない都市計画、それから同時に、従来の都市計画というものを全く変更しなければならぬ実態が出てくるわけであります。そういうものに対する自治省の配慮というものは、一体どの程度まで行なわれておるか。私は横浜におるから、かりに横浜の例をとりまじょう。横浜は御承知のようにたくさん接収されておった。そしてそのあとの財政処置には非常に困っておる。都市計画を新たに立て直して、そして新たに仕事をし直さなければならぬ。そういうことがいつまでたっても都市の発展を阻害しておる。ところが、国の方のめんどろを見る場合は、そういうものをあまり考えられないで、基地が返還されればそれでよいのだというところで、そのまま置かれる。だから基地の交付金にいたしまして、税収入が十分に上がってくるような都市計画が完成される、とは言いませんが、そこまでいかなくてもよろしいかもしれないが、ある一定の水準まで、基地の利用が普通の都市と同じように行なわれるところまでは、何らかの姿で見えるべきではないか。それを基地交付金で見るといふことになる、これまたなかなか大へん問題が起きるかと思ひます。従って、そういうものについては交付税の中でめんどろを見てあげて、そして一般財源の中にそういうものを投入していくことがよろしいのではないか。そうしませんが、地方の自治体も非常に迷惑する。返されたあと、返してしまえば国の方からはめんどろを見てくれない。ところが所在市町村ではそこから税金がすぐ上がってくるかといふ、これは上がったことない。そして都市計画を新たに立て直す

ということになれば、これまたかなり大きな金を使わなければなりません。そういうことで、かなり大きな無理な財政負担をさせておるといふことが、基地所在の市町村の基地撤去後における非常にむずかしい問題になっていることは、ひとり横浜だけではございませぬ。至るところで、そういうものがある。至るところでございませぬ。また将来必ず出てくるのであります。そういうものについてどうお考えになつておるか、この際明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○奥野政府委員 基地のあります市町村は、必ずしも一律ではないと思ひます。ございませぬけれども、特殊な市町村の事情に応じまして、地方債なり特別交付税なりの配分について、弾力性を保持していかねばならない、こう存じておるわけでございます。御指摘がございまして、今後一そうそういう点について留意して参りたいと思ひます。たまたま、横浜市が例に上がったわけでございます。私も横浜市につきましては、長い間接収されておれば、戦災復興その他について国の相当な援助を受けて、復興にかかれておったと思ひます。復元けれども、そういう時期も逸しておるわけでございます。それだけに、今、莫大な財源を復興について必要としておるのが現状だ、こう思つております。そういうような気持もございまして、三十五年度において一億円をこえる特別交付税を配分し、さらに何億円かおられました、別途に地方債を、増額を許可するというような措置をとつたわけでありませぬ。三十六年度におきまして

も、特別交付税の配分を重ねて行ない、地方債につきましてもある程度増額配分の許可をいたしたい、こう思つておるわけでございます。横浜市の場合、近の実態につきましまして、門司さんの御指摘になりました通り、私も考えているわけでございます。今申し上げますような措置をとつて参りたい、かように存じております。

○門司委員 今横浜は不交付団体になつておるんだ。だから、結局不交付団体ということになれば、一般の交付税はこない、特別交付税だけで見れば見られるということである。私はそういうことであつてはならないと思ひます。ある一定の線までは、そういうものについてめんどろを見るべきではないか。これはひとり横浜だけじゃないです。たとえば北海道の千歳のようなどころもやはり問題がある。自衛隊がそこに入つておられますし、問題があると思ひます。あの青森の三沢なんか、あれは駐留軍がいなくなつてしまつたら、あのままではつづれますよ。そういうところでもやはり今日市としての仕事をし、将来それがなくなつたからといって町役場を縮めるわけにいかぬでしょう。やはり住民が限りにおいては、何か仕事をしていかなければならぬ。従つて、基地の所在市町村に対しては、私はやはり臨時的なそういう取り扱いではなくて、一つの恒久性のある、交付税の中にめんどろを見ていくという配慮が實際は望ましいのではないか、そうすること地方の自治体にきつめて親切ではないかといふように考えるのであります。なお、算定の基礎が非常にむずかしいといふのなら——あるいはむずかしいかもしれない。それで特別交付税で見るといふのなら、私は特別交付税の方はもう少し、さつき申し上げましたような臨時的経費というものが特別交付税で見られるというのなら、むしろこの際は、単位費用を動かすといふことも一つの必要がございませう。物価が非常に上がつておるから、昔の通りでいけなかつておるから、おまけに一つの問題である。同時に、特別交付税の率をふやしていくといふことは、容易に、その年の年で行われる財政措置で済むのであります。何も単位費用に關係がないのでありますから、ことしと来年と再来年は、高等学校がよい要といふならば、その分だけを臨時に繰り入れていくといふことは、今の配分の割合を変えればそれでよろしいのであつて、基礎単価まで変えなくてもよろしいのではないかと思ひます。こういうことの方が、私はこの交付税全体を通じてみて、筋が通るのではないかと思ひます。あまりにも何といふか、しゃくし定木といふわけではありませぬが、この実態に沿わないいき方ではないかといふことが考えられるから、今のような御質問を申し上げたのであります。この点等については、大臣もおいでになりませぬから、これ以上私から質問する必要はないかと思ひます。

ば、こういう費用が必要だといふことと考えられたのか、これは財政需要額とそれから財政収入額との問題でありませぬから、おまけにお答えとしては、そういうことになつておるのだ、現実に見合ふものではないといふようにお答えになるかと思ひますが、しかし、われわれから考えてみますと、必ずしもそうではないように考えられますので、その点、一つ實際にこれを見合う数字であるかどうかといふことを、念のために聞いておきたいと思ひます。

○奥野政府委員 基準財政需要額をどう改正していくかといふことにつきましては、地方財政計画を受けて算入いたしておるわけでありませぬ。地方財政計画を立てますにつきては、地方公務員の給与がどう変わっていくか、これは御承知のように、国家公務員に準じて計算する方式をとつておるわけでございます。従ひまして、そのまゝ基準財政需要額に反映される仕組みになつておるわけでございます。また道路でございまして、道路整備緊急措置法に基づく五カ年計画、その三十七年度の財政使用額が、地方財政計画にも乗つておるわけでありませぬが、それをまた基準財政需要額が受けて参つておる。あるいはまた、地方税制の改正に伴ひまして、税務職員をふやさなければならぬ、そういうものも、地方財政計画に乗つておるわけでありませぬが、同時に基準財政需要額にも算入して参つておる次第であります。地方財政計画を受けて基準財政需要額を算定いたしておる。計画そのものについても、いろいろ御意見があるんではないかと思ひます。そういう点は、やはり基準財

しいかもしれない。それで特別交付税で見るといふのなら、私は特別交付税の方はもう少し、さつき申し上げましたような臨時的経費というものが特別交付税で見られるというのなら、むしろこの際は、単位費用を動かすといふことも一つの必要がございませう。物価が非常に上がつておるから、昔の通りでいけなかつておるから、おまけに一つの問題である。同時に、特別交付税の率をふやしていくといふことは、容易に、その年の年で行われる財政措置で済むのであります。何も単位費用に關係がないのでありますから、ことしと来年と再来年は、高等学校がよい要といふならば、その分だけを臨時に繰り入れていくといふことは、今の配分の割合を変えればそれでよろしいのであつて、基礎単価まで変えなくてもよろしいのではないかと思ひます。こういうことの方が、私はこの交付税全体を通じてみて、筋が通るのではないかと思ひます。あまりにも何といふか、しゃくし定木といふわけではありませぬが、この実態に沿わないいき方ではないかといふことが考えられるから、今のような御質問を申し上げたのであります。この点等については、大臣もおいでになりませぬから、これ以上私から質問する必要はないかと思ひます。

政需要額についても御意見が出て参る
ところではなからうか、こう存してお
ります。

○門司委員 ここでもう一つ、あとに
戻るようですが、聞いておきたいと思
いますことは、産炭地帯の土地に対す
る交付税の割合であります。御承知の
ように北九州のいわゆる産炭地帯、こ
とに田川市のごときは、この間も何か
週刊誌にも書いてあったそうでありま
すが、私はそれを読まぬのであります
が、しかし去年の夏田川に直接私も
参りましたので、田川の実態は大体わ
かっておるつもりであります。あ
した都市が財政的にどうなるかとい
うことについては、少なくとも今日の地
方財政の交付金がある限りにおいては
は、あすこまで疲弊することはないの
ではないかということ、ところが、こ
こは御承知のように、そう言ってもな
かなかそう簡単にいかないんだ。いわ
ゆる財政需要額に満たないきわめてわ
ずかな税収入しかない。しかしそれに
対しても何らかは特別の措置をとる
というのなら特別の措置であります
が、特別の措置をとらなくても、交付
税のめんどうを見ていけば、あすこま
で市が、何と云いますか、産炭地帯とい
うのはどうかと思いますが、財政が行き詰
まると、そうして何もできない、全く
お手上げだというふうなことはなら
ないんじゃないかというふうに考えら
れるのであります。少なくとも財政需
要額と財政収入額とのアンバランスを
埋めるというのが一応の建前であれ
ば、田川市のようなところももう少し
何とかなるんじゃないか。全く収入が
ないのであります、出るの是非常に
多い。一例を言うなら、当局も十分御

承知だと思いますが、人口は年々減っ
ているが世帯数は減らない。世帯数が
減らないということは、稼働人口がだ
んだん減つておつて、そうして扶養あ
るいは保護家庭というものが依然とし
て減らない、あるいはこれがふえてい
くという非常に大きなギャップをあ
すこは持つておる。こういうところに
も、やはりこれを特別交付税でまかな
うべきかあるいは交付税である程度め
んどを見るべきか、その点について
の多少の議論は私はあるかと思いま
す。しかし、少なくともこの交付税の
制度自身から考えていけば、収入の少
ないことはわかり切つたことであつ
て、支出の多いことははっきりしてお
るのであつて、そうするならば、どう
にかこうにか普通の都市として歩ける
だけの交付税というものは、私は配分
されてしかるべきじゃないかというよ
うに考えられる。その中に、自治省の
方から考えれば、あるいは滞納が多い
とか、当然取るべき税収入が入ってい
ないからそういうことになるんだと
か、そういういろいろな現象も私はあ
ろうかと思ひます。しかし、そういう
問題はどこにもあることであり、それ
はやはり社会の実態がそういうことに
なされておるのであつて、それがあ
るから、それから税金を取ればお前の
ところはお少し裕福なんだ、税金を
もう少し取つたらどうだということに
なるかもしれないが、しかしそれで
私は実態には沿わないと思う。炭鉱
があつた状態になつておるところ
に、それだけ収入があるはずだから交
付税はこれでよろしいんだということ
等についても、実際に問題があるうか
と思ひます。田川もそうであります

が、たとえば中間市であります、大
正鉱業という炭鉱が、約七千万くら
い滞納しておる。しかも市は、ほとん
どそれ一つが唯一の収入の財源であつ
たことに間違いはない。ところが、こ
れが不景気になつて七千万も滞納し
ておつて、市はどうにもならない。し
かしこれは滞納であるから基準財政取
入額の方から見れば、当然一つの収入
になるかもしれない。しかし実態はど
うにもならない。こういう実態が、
産炭地帯の至るところにあるわけであ
りますが、こういうものに対するもの
の考え方はどうなつておりますか、そ
れを一つ聞いておきたい。

○農野政府委員 御指摘のように、産
炭地帯の市町村の財政状況はかなりき
びしいようでございます。普通交付税
で失業対策事業費や生活保護費を見
ているわけでありまして、そういう
ような一面的な把握の仕方では、産
炭地帯の現実の財政事情を反映させる
ことができない、こういう事態にござ
います。でありますので、特別交付税
の配分の際も、こういう点をさらに調
査をいたしまして、増額交付するとい
う措置をとつて参つたわけでありま
す。三十六年度の特別交付税の配分に
ありましては、現実に行なつた失対事
業の分量、要するにこれを吸収いたし
ました失業者数でございます、あるい
はまた現実に支払ひました生活保護
費、こういうものを基礎といたしまし
て、基準財政需要額に算入してある額
との差額を、特別交付税で交付する
というような措置をとることになつた
わけでございます。その結果、産炭地
の市町村における特別交付税が、三十
五年度と比べますと、飛躍的に増額に

なつておるようでございます。御指摘
になりました田川市につきましても、
三十五年度の特別交付税は三千万円前
後ではなかつたかと思ひますが、ま
づ、三十六年度は一躍六千数百万にの
ぼつたわけでございます。全国でも
有数の多額な特別交付税を受けた、こ
ういうことになつておるわけござい
ます。しかしながら、こういう措置は
すべて現状の跡形末にすぎないわけ
でございます、現状から脱却していく
ための財源を見ているということには
なり得ないと思ひます。し
かしながら、後者の特別措置につきま
しては産炭地帯振興、その他のことが考
へられておるわけでございますので、
そういう面について、なおわれわれと
しても工夫をしていかなければならな
い。ただ跡形末の点につきましても十
分でございますので、今申し上げま
したような諸措置をとることによつ
て、特別交付税を思い切つて増額する
ということにいたしましたわけございま
す。

○門司委員 そうすると、どういふこ
とになりますか。交付税の算定の基礎
というものは、地方の財政計画と仕事
の量に見合う財源である、この村では
こういう形でこれだけの金があればよ
ろしいのだというものが、私は大体基礎
だと思ひます。そうすると、片方には入
るべき収入が入つてこない、だから、ど
うにもならぬ、その場合だけを特別交
付税で見ているという考え方で今日
までこられたと思ひます。それも一つの
法だと思ひます。しかし問題になりま
すのは、特別交付税にむやみにたよる
形をとつておりますと、これもあまり
いい結果にはならないのでありまし

て、より以上大きな災害や、予測しな
かつた問題等の財政措置についても、
やはりある程度考えなければならな
い、こういうもののかね合いが非常
にむずかしいのではないかと。従つて
は、特別交付税というふうなものにつ
いては、苦しいだけ苦しんで、あと少しばかり
はこうやうをばつてやろうということ
ではなくて、ある程度地方の自治体
が、自主的に計画の立つような処置を
とつてやろうとすれば、やはり交付税
にたよるべきだ。ところが、その交付
税が今お話のように実績を見てやると
いうことは、これまた困る。従つ
て、ああいう産炭地帯に対する交付税
の問題等について考えさせられるの
は、交付税の今度出されておる数字の
改正が、ほんとうに現実に合つたも
のであるかどうかということに、私ど
も疑問を持つております。かりに
これが現実に合つたものであるとす
るならば、今のお話のようなことは大
体出てこないのじゃないかということ
であります。私はそういうことをなぜ
言うかといふと、交付税自身につ
いても非常に大きな問題が実はござ
います。これの創設当時の議論もいろ
いろございまして、われわれが心配し
ておるの、交付税の配分の関係が従来
の平衡交付金の配分の関係と違つて参
りまして、全額を配付税にまかせてお
る。従来の場合、一応その中の三分
の一なら三分の一を当該自治体から上
がつた税収入に見合つて画一的に配分
して、残りの三分の二が今の特別交付
税のような形で一応配分されておつた
のである。従つてはほんとうに困つて
いる自治体には割合に行き届く形をとつ

ておる。そのことは配分の額が多かったからであります。ところがその税法が変わって、配付の方法が変わって、そうして全部こういう形でやる。そのかわり、交付税については財政需要額と財政収入額というものを定めて、そうしてこれのアンバランスを埋めていくということになっていく。で、問題になるのは、それなら一体財源がそういうことで組み立てられておるかというところではない。財源の方にはちゃんと国税の何パーセントというワケがはめられておる。だから、どんなにアンバランスがあってもワケの範囲しか操作ができないということになっている。そういうところにも税法自身にかなり無理があると思うのだが、自治省の配分の方法についてもやはり実態に沿う行き方が正しいのではないかと、こういうことが考えられる。この出されてくる金額について、私は一々これを申し上げる時間もないかと思いますが、自治省では基準の単価をずっと変えられるについては、大体これで自信があるという語弊があります。が、これでよろしいのだというお考えに立っておるかどうかということであり、この点は絶対これで間違いないのだというふうに、非常に抽象的なことを言うようでありますが、お考えになっておるかどうかということの一つであります。

それから、もう一つついでに聞いておきたいと思ふことは、道路その他の問題であります。自治省が一応目安としております道路の改善計画というものは、一体どの程度を見込んでおるかということであり、これは単に維持管理だけするというところに

なっておりますかと私は思います。維持管理も必要でございますが、地方財政の中では、最も見なければならぬのは、道路の改良工事というものが非常に大きな問題になっていこうかと思ふ。それから、道路自身について交通の問題が非常にやかましく叫ばれておりますが、これも一つの大きな問題になろうかと思ふ。たとえば、東京都は御承知のように交付税がいくらでもありません。しかし、東京都の財政需要額の中から、かりに道路一つを考えてみると、こういうことになりまして、これはほとんどないことになりまして、これは御承知のように、ロンドンの市域に対する道路の割合は、大体二五％であります。東京の道路の割合は九・五％であります。大阪が一〇％であります。近代都市としての様相を持つところの交通というものを考えれば、大都市面積の二〇％ぐらいが適正ではないかというところが、学者の中では今日言われている。ロンドンがそれより少し広いのでありますが、こういうことを考えて参りますと、現在の自治省の言う財政需要との間に、非常に大きな開きが出てくるのが考えられる。維持管理だけでよろしいのだ、あとはそっちでやれといわれまして、東京都のごときはどうにもならぬ。そうして、その上に出てくるのは、御承知のように、それからくる非常にたくさんさんの交通行政に対する費用というものが必要になってくる。そんなものはちっとも配慮されておらない。一方には、国の義務的経費というものが年々ふえていっている。さっきも申し上げましたように、今年の義務的経費は千七百億予算ではふえております。そうすると、その

三分の一はやはり地方が負担しなければならぬ。そうして、自主財源は全体を見て六百億しかない。これでは道路問題一つ取り上げてみて解決がつかない。しかし、そういう都市の発展、都市の将来への展望というものは、交付税の中に全然考えなくともよろしいのかどうかということであり、このういう点等については何かお考えになったことがありませんか。私は、最近の都市の状態を見て特にそういうことを感ずるのです。金さえあればもう少し道を広げたい、道路を整備したいといつても、ほとんど金がないからどうにもならない。ところが、自治省の算定基礎からいへば、お前のところは富裕都市だから金はいかなくてよろしいのだ、こういう考え方です。だから、この算定の基礎の中に、そういう都市の性格といふものが見られない。将来への伸びというものが見られないかどうかも非常にむずかしいことだと思ひますが、私はある程度見ないといふもうまくいかぬような気がするのです。その点はどうか。

○奥野政府委員 一つは、問題を特別交付税だけで処理していくことについての御意見でございます。私たちは基準財政需要額を計算いたします際に、市町村の現実の財政需要をそのまま算入していくというふうな行き方はあと行限り避けていきたい、こういう気持を持っていくわけでございます。そういうふうなことから、たとえば失対事業を計算いたします場合にも、民間事業に吸収される率と、失対事業に吸収される率とを、全国的に一応同じ程度として計算をして参りますので、実際問題としては、産炭地においては民間に吸収する余力はない。その結果、市町村が多数の人たちを自分の失対事業に吸収せざるを得ない。そこで現実の財政支出額と基準財政需要額との差額をとってみると、莫大な金額になる。それが今度のように産炭地において特別交付税が非常に増額されるようになってきた原因でございます。でありますので、普通交付税においては、あるいは限り客観的な計算をしていきたくない。しかし、それだけじゃどうにもならないような市町村についてだけ、例外的に現実の財政需要を基礎にして、特別交付税を増額するというやり方をとらざるを得ないんじゃないか。こういう気持を持っているわけでございます。あと限り交付税、政府への依存心を起こさせないようにしながら、なおかつ客観的な配分に留意していきたく、こう存じておるわけでございます。

二番目の問題は、地方団体の公共施設が著しく立ちおくれしているわけでございます。

〔委員長退席、高田富興委員長代行着席〕

これをどの程度の速さで回復していくか、その考え方にあります。今のような地方財政計画なりあるいは基準財政需要額の算定では、非常に不十分じゃないかというふうな議論が出て参るのだからと考えるのであります。地方財政計画は、国の財政運営と大体同じような基調で地方財政が推移していくというふうな見方で計算をいたしておりますので、その限りにおいては今の地方財政計画は、その通りになっていると思うのでございます。ただ、実態が、生活水準あるいはまた経済発展の上から見れば、非常に立ちおくれしているから、早くそのギャップを埋めなければならぬんじゃないかと、いうようなことで御指摘になって参りますならば、まさに不十分だと言わざるを得ない、こう考えておるわけでございます。

なおまた、東京の公共用地の比率が非常に低いことなどを例におとりになりまして、今のような基準財政需要額の算定でよろしいのかという御指摘でございます。私たちは、そういうような団体につきまして、莫大な財政需要をかかえている、そういう財政需要を基準財政需要額に的確に算入しているか、こう言われますならば、今の基準財政需要額の算定は、そこまでは至っていない、これは率直にそう申し上げざるを得ないと思ふのであります。一応、一般的な市町村というふうな考え方で、基準財政需要額を算定したわけでございます。しかしながら、東京その他におきましては、地価も上がって参ってきておられますが、横に広がって参ったのが立体的になって参るわけでございます。一単位面積当たりの人口も非常に多くなつて参りますので、自然公共用地ももっと広げなければならぬのは当然のことだと思ふのでございます。幸い、道路整備の計画にあたりまして、東京の街路事業費などは、三十六年度より三十七年度承知しておるわけでございます。そういう点につきましては、道路費の算定にあたりまして、そのままそれを基準財政需要額に反映させるのだというふうな計算方式をとって参りたい、かような考え方をいたしておるわけござ

います。

○門司委員 今の御答弁ですが、さらにその次に開いておきたいと思ひますことは、地方自治体の財政に使われる部分というものが変わってくるわけですね。それらの問題については、これは地方の自治体が勝手にやるのだからよろしいのだ、そういうものは財政の範囲でないというようにお考えになれば別であります。さいせん申し上げましたように、非常にやかましくなっております。その交通行政を、どうして円滑にしていくかということについての配慮を、それでは一体どこで行なうかということ。それについて、私の手元にあります本年度の地方でありまして、これは北海道であります。北海道の新年度の予算を見てみますと、警察費が非常にふえて、去年の三倍になっている。そして、その警察費のふえた内容というのはどこにあるか。昨年度の八百九十三万円が当初予算で二千六百万円になっておりまして、約三倍になっておる。この内容をちょっと見てみますと、信号機の増設八基。交通標識を二千本増設する。酔っばらい検知機を四個分買。速度違反に対する取り締まりの機械を八十六個分をそろえる。交通公報車を二台分。その他交通安全の推進運動に對します補助金等が考へられて、さらに交通関係のおまわりさんを七十名ふやす予定であつたことが予算の中にあるのであります。こういうのは、北海道自身非常に交通問題がやかましいときに、この問題をどうするかというところで、北海道の知事が配慮されたものと考へております。都市経済と都市の現状から見まし

て、これは当然考へられる必然的な経費だと思ふ。そういうものはお前のところで勝手にやったのだから、それはそれでよろしいというわけにはいかなひではないかと考へるのであります。これを見て、それならこの北海道の昨年の約三倍の警察費の増額が、例の交付税の中に含まれているかという、何も含まれていない。七十名の警察官は削りましたから、これは交付税の対象にはならない。そういうことで、地方財政というもののについては、交付税と相連して、こういうきちんとした算定の基礎でなくて、将来伸びるという形、ぜひ行なわなければならぬという形等についても、やはりもう少し見るべきではないかと考へられるわけでありまして、こういう点について自治省はどう考へているか、考へ方だけを御答弁願つておけばよろしいと思ひます。

○奥野政府委員 お話、まことに、ごもっともだと拝聴いたしました。先ほど、道路などについても、維持管理の費用だけ算入しておるじやないかという御趣旨のお話のごさいます。道路の維持管理費を道路の面積で測定し、道路の改良費を道路の延長で測定する、というようなことをやっているとあります。五カ年計画をフルに基準財政需要額に算入する、というやうなやり方をいたしているのであります。なお、北海道を例におとりになります。交通取り締まりの費用がふえてきているが、その点どう反映されているかという御趣旨のお話がありました。資料として提出しておきましたように、警察につきましては、交通取締経費等の増額で、全体としては六億六千

九百万円程度算入をいたしているわけでございます。御指摘になりましたように、地方団体の現実の財政需要と遊離したような基準財政需要額の算定をする仕方は穏当ではないと思ひます。また、基準財政需要額の算定が、ある程度地方団体の財政需要のめどになっていると思ふのであります。従いまして、今後におきましても、地方団体の実態を的確に把握しながら、あとう限り基準財政需用額の算定においても、両者遊離していくことのないように注意いたして参りたい、さうに考へております。

○門司委員 ここで今の答弁だけはいただいて、それはそれでよろしいという筋合いではないが、やはりこの交付税の実態をもうひとつ、と言つてもおそい気味ですけれども、都市がこういふように急激に発展している場合の財政需要額というものは、今までの見方と変えた見方が、この際必要になつてきているのではないかと考へようと思はれる。しかし、一方において交付税として入る金もきまつておるので、それ以上地方に出すわけにはいかないかもしれない。しかし問題になるのは、今申し上げましたような必然的な必要だと考へられる経費というやうなもの、やはりこの中にある程度見られるという形をなつてこないか、これはどうにもならない。かりに、説明書の中にも書いてありますように、下水道その他尿尿の処理というやうなことを書いておられますけれども、これを日本全国見てごらんください。ほんとうに終末処理場のある都市が一体幾つあつて、何パーセント終末処理がされておるかということになると、これはお話

にも何にもならぬのであります。そうしますと、この方面についても、将来これをどういうふうな発展させるかというやうなことにについては、国がやつたから、国がこれだけことは公共投資をして、補助金はこれだけや、事業計画はこれだけだ、というやうなことに基準が置かれておるといふやうなことがなれば、それは当面の問題を、現在の交付税のものの考へ方として埋めていくというだけであつて、私は日本の都市行政というものを考へて参りますと、交付税自身というものが、そういうアンバランスだけを単に埋めていくのだという性格から、ある程度飛躍した都市の将来への発展に対する考へ方からくる必要ではないか、考へるべきではないかというやうに、実は考へるわけでありまして、その点については、どうですか、ここで簡単にいふわけにはいかぬかもしれませんが、私は構想としてはさうあるべきではない、ということは、現状の算定基準の中に非常に織り込みにくいとせば例の警察の問題にしても、人間だけは一応やる、その人間に対する経費だけはこれだけふやす、しかし新しい施設その他についてはこの中に考へられないというやうなことは、裕福なところはほとんど発展して、さうして交通対策等も考へられる、しかし貧乏なところはこれが発展できないというやうなことになつてもいけないと私は考へる。だからこの問題については、一つもう少し自治省の方でも考へていただきたいと思ひます。

地対策であります。基地についてはここで明確な答弁はしにくいと思ひますが、大体日本の基地について、さうして私の希望するのは現在の基地に對して、その価格が一体どのくらいになつておるかということ、でき得れば各都道府県単位でも私はけっこうだと思ひますが、これが平常な場合、いわゆる基地でなかつた場合にはどのくらいここから収入が上がるかというやうなことが、もしわかれば調べておいていただきたい。これはわれわれの方で各都道府県に照会をすればわかるわけでありまして、大してむづかしい問題ではなからうと思ひますが、しかしこれは非常に数が多いのでありまして、ここに私が持つておる神奈川県だけでも何百あります。かなりたくさんさんの建物その他を持つておりまして、困難でありますから、一つ自治省の方でさういふものを考へてもらいたい。さうして私も、さらにさつき申し上げましたやうに、単にこれが現在の固定資産税あるいは現在の建物に対する税金というやうなものではなくして、ここがもし普通の市街地であつたならば、そこが例のさういう固定資産税のやうなものだけであつて、事業税その他が大体どのくらい上がってくるものであるかというやうなこと等も、一応この際知りたいと思ひます。これは答弁は必要ありませんが、資料として出していただきたと思ひます。できなければけっこうであります。われわれの方である程度調査を進めていきたいと思ひますが、できたら一つその資料を出していただくやう、委員長からお取り計らいを願うやうお願いを申し上げておきます。

○奥野政府委員

基準財政需要額などの算定が、単に地方団体の財源の穴埋めに終わってはならないという御指摘は全く同感でございます。私たちが行なっておりますのは、国の計画のありますものは一応それに乗っかってやっておるわけでございます。道路整備五カ年計画でありますとか、治山治水五カ年計画でありますとかあるいは港湾整備五カ年計画でありますとか、そういうものは全部それに乗っかって基準財政需要額を算定するというような方法をとおるわけでございますので、地方団体に対してしても、その趣旨は十分徹底して参っている、かように考えているわけでございます。今都市が一番困っております問題は、御指摘のあった下水道の問題だと思えます。下水道につきましては、国としてまだはつきりした計画はできておりません。できておりませんが、昨年でありましたか、建設省案としての十カ年計画が公になったことがございます。従いましてこの建設省案の十カ年計画、これを基礎として下水道の基準財政需要額を算定するという方向に切りかえたわけでございまして、その結果、三十六年度において、従来よりも下水道にかかる基準財政需要額が、ちよつと正確な数字を覚えておりませんが、四十億円内外の増額になったと、こう記憶しております。この十カ年計画によりますと、市町村の規模によつて十カ年目においては、何パーセント程度まで下水道施設ができ上がる、こういうことになっておるわけでございます。その比率をそのまま使ったわけでございます、それが完成されるとした場合に、減価償却費相当額

が、一年では幾らに上るかというようなことで算入することにしたわけでございます。別途、地方債計画におきましても、この十年來、毎年五〇%ずつ増額して参ったわけでございますが、ことしはかなりの額になりましたので、四十億円の増額、比率としては三〇%程度の増加、こういうことになっておるわけでございます。御指摘のありましたように、私たちは地方団体が将来いかに地方財政を運営していくべきか、そのようなことについての指針となるような基準財政需要額に持っていかなければならない、そういう方向で努力して参りたい、かように存じております。

なお、基地交付金に関連しての資料の御要求がございましたが、これは税務局の方の所管でございますので、税務局の方に伝えまして、あと限り資料の提出に努めさせるようにいたしましたと存じます。

○高田(富農)委員長代理 それでは本日、これにて散会いたします。

午前十一時四十七分散会